

公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>[特定口座規定]</p> <p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. お客さまと当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）」「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～第8条 （省略）</p> <p>第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>①～⑤（省略）</p> <p>⑥（<u>新設</u>）</p> <p>第10条～第20条 （省略）</p> <p style="text-align: right;">2020年4月改定</p>	<p>[特定口座規定]</p> <p>1条（規定の趣旨）</p> <p>1.（現行通り）</p> <p>2.（現行通り）</p> <p>3. お客さまと当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）」「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資規定」「投資信託自動積立取扱規定」「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定</u>」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」により取り扱います。</p> <p>第2条～第8条 （現行通り）</p> <p>第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>①～⑤（現行通り）</p> <p>⑥<u>お客さまが当行に提出された非課税口座開設届出書が、法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客さまの特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの。</u></p> <p>第10条～第20条 （現行通り）</p> <p style="text-align: right;">2021年4月改定</p>

2021年3月

株式会社福井銀行